

別紙3

【対象地域】

中国電力ネットワーク株式会社サービスエリア内		
災害救助法が適用された地域	島根県	江津市
隣接する地域	島根県	浜田市、大田市、邑智郡川本町・邑南町

【特別措置の内容】

① 電気料金の支払期日延長

2020年6月（支払期日が7月13日以降のものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。

② 不適用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

③ 工事費負担金（※2）の免除

2021年1月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除します。

④ 臨時工事費（※3）の免除

2021年1月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除します

⑤ 基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2021年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

⑥ 諸工料（※4）の免除

2021年1月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

（注）※1支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2・3・4工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

中国電力株式会社：<https://www.energia.co.jp/press/2020/p20200717-2.pdf>

〔お問い合わせ先〕

株式会社ウエスト電力 業務本部：03-5353-6858

受付時間：平日9:00～18:00

（定休日：土曜・日曜・祝日）